

令和 4 年 3 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

第 29 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・ 1
------------------------------	-------

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正（本年 2 月 18 日公布）に伴い、国民健康保険料の賦課限度額が引き上げられることから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険料の賦課限度額を引き上げる

ア 基礎賦課限度額（第 18 条の 6 関係）

現行：63 万円 ⇒ 改正後：65 万円

イ 後期高齢者支援金賦課限度額（第 18 条の 6 の 12 関係）

現行：19 万円 ⇒ 改正後：20 万円

※介護給付金賦課限度額（17 万円）については据え置き

(2) 上記改正に伴う規定の整理（第 22 条関係）

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

※改正後の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用

※令和 3 年度以前の年度分の保険料については、従前のおり